

東久留米市 市制施行50周年記念ロゴ 取扱いガイドライン

2020 年 東久留米市は市制施行50周年



市制施行 50 周年記念ロゴマーク



市制施行 50 周年記念ロゴマーク

東久留米市企画経営室企画調整課

東久留米市市制施行50周年記念ロゴ（以下「記念ロゴ」という。）の取扱いについて以下のとおり定めます。

1. 使用手続

記念ロゴを使用する場合は、事前に東久留米市企画経営室企画調整課（以下「企画調整課」という。）に使用申請を行ってください。

使用イメージを作成してください

Step.1

企画調整課から使用したいイラストのデータ（PNG・AI）を入手し、実際にどのように記念ロゴを使用するのかが分かる「使用イメージ」を作成してください。データの入手については、企画調整課にお問い合わせください。

Step.2

企画調整課へ、記念ロゴ使用承認申請書と使用イメージを提出してください

以下に、該当する場合は、申請書の提出が不要です。

- ・新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ・報道関係機関以外でもその目的が報道目的の場合
- ・東久留米市市制施行50周年記念冠事業実施届を既に提出済みの場合

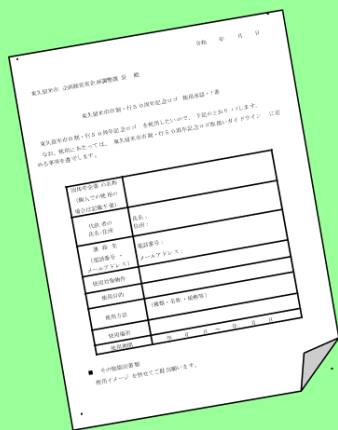
詳しくは、企画調整課までお問い合わせください。

Step.3

承認書を受け取ったら、印刷や発注などの手続を開始してください

◆承認書を発行するまでに時間がかかる場合がありますので早めに申請をお願いします。

イベントの
ポスターを
作成する場合



2. 使用にあたって

記念ロゴを使用するにあたり、以下に該当する場合は、記念ロゴを使用することができません。

- (1) 東久留米市の名誉を傷つけ、もしくは信用を失墜し、又はその恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (4) 記念ロゴを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (5) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (6) その他、承認することが不相当と認められる場合

使用承認後、上記(1)から(6)の事実が判明した場合や虚偽の申請をした場合、使用承認を取り消し、当該物件の回収・撤去を求めることがございます。使用承認の取り消しにより申請者が被った被害及び損害に対しては、市は一切その責を負いませんので、予めご了承ください。

3. 使用方法

記念ロゴの使用にあたっては、記念ロゴの変形・回転・反転・色の変更・デザイン変更等はせず正しく使用してください。



また、誤認を防ぐため、「市制施行 50 周年記念ロゴマーク」のキャプション併記と、スペースに余裕がある場合は、「2020 年東久留米市は市制施行 50 周年」のキャプションを併記して使用してください。

注：キャプションの「50」及び「2020」は半角。

**2020 年 東久留米市は
市制施行50周年**



市制施行 50 周年記念ロゴマーク

2. 記念ロゴの使用期間

企画調整課が承認した日から令和2年12月31日までとします。

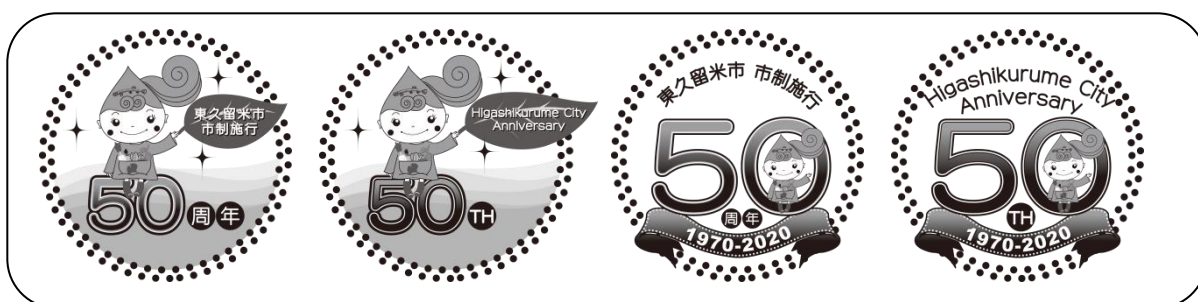
3. 使用できる記念ロゴ

以下、2パターン・4種類における、カラー、グレー、ラインとします。

●カラー



●グレー



●ライン



市制施行50周年記念ロゴを
積極的にご利用ください。

お問い合わせ先

東久留米市 企画経営室 企画調整課

TEL:042-470-7702(直)